肈

0

0

(656)

定により次のものを有害興行として指定した

平成二十年九月三十日

指定興行

岐阜県知事

古

田

幂 種 粼 圃 新日本映像ニュース 母性愛の女 昼間からしたい! **然香クリニックへようこそ** 浮気相姦図 AV**ない奴ら** 好きもの家系 母性愛の女 醞 のけたり逆殿舗 昼間からしたい! とろけて濡れる ′炒 鄉 4 떍 4 A 뽣 뽣 A 簁 ٤ Τ ٤ ı Ш Ш 셒 Y π Y π K ₩ こソ ı ے 夲 军 幂 V ′约 幂 军 圃 48 V 囲 V 犪 餪

著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの

岐

ω

指定理由

平成20年9月30日 指定年月日

2

愛人熟女

肉奴隷従縄責め

4

1

π

Ī

军

圓

岐阜県告示第五百九十二号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の保安林を と認められる。

平成二十年九月三十日

解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、

同法第三十条の規定により告示する。

岐阜県知事

古 田

肇

解除に係る保安林の所在場所

瑞浪市日吉町字奥ノ田二〇五八の一の二・二〇五八の七・二〇五八の一一・二〇五

限る。)、二〇五八の八、二〇五八の一八 八の一二・二〇五八の一九・二〇五八の二六(以上六筆について次の図に示す部分に

- 二 保安林として指定された目的
- 解除の理由

土砂の流出の防備

Ξ

鉱業用地とするため

て縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び瑞浪市役所に備え置い

岐阜県告示第五百九十三号

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十年九月三十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

平成二十年九月三十日

岐阜県知事 古 田

J.		類の道 種路				
環	岐	路				
状 約	阜 泉	線 名				
二番地先まで	○番地先から	区間				
後	前	別前変区 後更域				
宗()	章 示。	ル) (メート ト 幅				
五0八• 三	五0八• 三	ル (メート 長				
		備				
		考				

岐阜県告示第五百九十四号

次のように変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を 県道

環岐

状阜 線

地先から地先から

地 先 ま で同

四丁目二〇二

吾0八•三

등平 ・成

□平 成 ∴ 三

類の道 種路

路

線

名

た 言

類の道 種路

路 線

名

X

閰

ル₍延 イ

の 期

日

ほ示変決(備 か年更定区)月の又域 日告はの考

ト長

供用開始

課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、 その関係図面は、平成二十年九月三十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

平成二十年九月三十日

岐阜県知事 古 田

ji ji		類の道 種路
大	岐	路
野糸	阜 泉	線名
三番地先地内	岐阜市正木中四丁目二〇	区間
後	前	別前変区 後更域
	<u>-</u> へ	ル (メート ト 幅
	<u>=</u>	ル (メート 長
		備
		考

岐阜県告示第五百九十五号

報

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

県道

類の道 種路

課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十年九月三十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

平成二十年九月三十日

岐

岐阜県知事 古 田

番地先地	岐阜市	線 名 区
		間
後	前	別前変区 後更域
₹ = 0	<u>-</u> へ0	ル (メート ト
	三六	ル (メート 長
		備

岐阜県告示第五百九十六号

用を開始するので告示する 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次の道路の供

課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十年九月三十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

平成二十年九月三十日

岐阜県知事

古

田

大岐 路 線 野阜 線 名 地先地内岐阜市正木中四丁目二〇三番 X 閰 ル〜延 シー 二 ト長 등平 。成 供用開始 の **☆** ≕ 期 日 ほ示変決 (備 か年更定区) 月の又域 日告はの考 등**平 な** 言

岐阜県告示第五百九十七号

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十年九月三十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

平成二十年九月三十日

岐阜県知事 古 田

X 閰 別前変区 後更域 ル (員敷 (メー の ト 幅 延 ル ر ا 備 考

うれ	1120-0	₽ - 7 ±.	Α	山二六五四番五地先から加茂郡七宗町上麻生字浦			
分地すに係BA をのる表図は及 ハ区敷示面関び	11图0• 0	五 () 五 () 五 ()	前 A	まで エカス 日本 一地先 日 郡同 町同 字下 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一			9 8 6号
備考	ル ₍ メート 長	ル (別前変区 後更域	区間	路 線 名	類の道 種路	
肇	田	知事古	岐阜県知事				
				三十日	平成二十年九月三十日	平成	岐
部道路維持	県県土整備 が	する。二週間岐阜	覧に供	課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十年九月三十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持がのように変更したので誉売する	阜県可茂土その関係図	及び岐なお、	
道路の区域を		一項の規定!	八条第	のようこと更したのでよったする。道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、	こ変更した (昭和二十	が道路法	県 ケ
				.十八号	岐阜県告示第五百九十八号	阜県告	公岐
	I						報
	二五五五。	了 走 五	В	一五九〇番の一地先まで 一九一三番の二地先から 一八一三番の二地先から			1 7-2
	三 三 五	一 ① 五	发 A	一六六二番地先まで 同 市同 町同 字同 一六六一番の一地先から	美白 濃山 線	県道	20年9月30日
	二 三 五	一 〇 五	前 A	同 市同 町同 字同 同 市同 町同 字同 一六六二番地先まで			(658)

公安委員会告示

-県公安委員会告示第四号

域交通安全活動推進委員協議会に関する規則(平成二年国家公安委員会規則第七号)第域交通安全活動推進委員を次のとおり委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百八条の二十九第一項の規定により、地

内	かけた	です =	同 6 f	· 七切平二	金山 髪で 同	児	まで平同の平郡	ら前下二郡	まで「平二
内・ガー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー			_	六六二番地先か	郡同町同字同	から・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	までもいっています。まで、おいまで、おいまで、おいまでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	下二一〇八番一地先か一	二六五七番一地先
後 	前 写 李 李	D 二 示 示	С	前 C 亭 季	後	前 四 季 本 五	0.th	3	
≓ ✓ 0	示0	1110000	五二五。	五 五 五	五七• 五	五 七 五	- 	1 1 0	
	,	う う	分地す! をのる ハ区敷	こ係DC 長図は及 示面関び					

(659)	3	平成:	20年	9 F	3 0[=		岐	į.	阜	県	公	報					第1980	6号
	この訓令は、平成二十年十月一日から施行する。		廃止する。	岐阜県電子計算組織の運営に関する規程(昭和四十九年岐阜県訓令甲第十二号)は、	岐阜県電子計算組織の運営に関する規程を廃止する訓令			平成二十年九月三十日	岐阜県電子計算組織の運営に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。			岐阜県訓令甲第二十四号	訓令			署管轄区域 大野碩計 性岐阜北警察	活動区域氏名	委嘱した委員	平成二十年十月三十日	ユ 記 - F L - E L - E - C - C - C - C - C - C - C - C - C
	「から施行す			うる規程(四	関する規程				る規程を磨				甲			岐阜市安食	住			
	720			5和四十九年岐阜県訓令田	住を廃止する訓令		岐阜県知事古田		先止する訓令を次のように	各現	庁						所		委員長 鈴木 委員長 鈴木	
				#第十二号) は、			鞶		に定める。		中一般					九平月成二十日年	委嘱年月日		嘉進	
ジャスコを	名	(薬局)	精神通院医			平成二十	支援医療機関	障害者自立	指定自		市橋調剤薬局	ジャスコナ	ジャスコを	名	(薬局)	የÆ		平成二十	自立支援医療指定自	
ジャスコ各務原店薬局	称		医療に係るもの			平成二十年九月三十日	の指定の辞退	支援法 (平成	立支援医療機		· 第一	ジャスコ大垣店薬局	ジャスコ各務原店薬局	称		医療に係るもの		平成二十年九月三十日	療機関の指定をしたので立支援法 (平成十七年法自立支援医療機関の指定	公
各務原市那加萱場町三	所					н	どがあっ たので	八十七年法律第	自立支援医療機関の指定辞退		岐阜市市橋六	大垣市外野二	各務原市那加萱場町三	所		•		П	したので、同 州七年法律第 関の指定	
加萱場町 三	在				岐		、同法第、	省二十三	~		_	100	加萱場町 三	在			岐		法第六十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十十二十十二十	示
八	地				岐阜県知事		六十九条の	号) 第六十			四四		八	地			岐阜県知事		九条の規守 第五士	
精神通院	医療の種類				古田		関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。	立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定による指定自立			同	同	精神通院	医療の種類			古田		療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定	
□○ ・成	年辞 月 日退				肇		示する。	よる指定自			三平 成 立	同	亭平 ☆ 成 三	年指 月 日定			鞶		規定する指	

ı	第1986号	岐	阜	県	公	報	平成20年9月30日	(66	0)
平成二十年九月三十日発行平成二十年九月三十日印刷									ジャスコ大垣店薬局 -
IJ NPS									大垣市外野二
発 発 行 行 所 者									100
岐 阜 県 庁岐阜市籔田南二丁目一番一号									同
早日一番一号									同
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む。)印 刷 所 (岐阜市三輪ぶりんとびあ十三 一(岐)阜(文)芸(社)印 刷 者 (岐阜市三輪ぶりんとびあ十三)一(飯) 尾									